

第3回 石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例
(仮称)及び石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)検討に係る有識者会議 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和5年8月1日(火) 14:00~15:30
2. 場 所：石川県庁行政庁舎 1102 会議室
3. 出席委員(五十音順・敬称略)：

植 田 幸 代	にじ♡はぐ石川代表、助産師、公認心理師
川 口 美江子	石川県高等学校長協会人権教育特別委員会委員長
黒 川 鮎 美	俳優、映画監督
小清水 良 次	一般社団法人石川県情報システム工業会会長 株式会社システムサポート代表取締役社長
杉 田 真 衣	レインボー金沢共同代表、東京都立大学准教授
関 口 佳 織	弁護士、人権擁護委員
永 井 三岐子	一般財団法人ほくりくみらい基金代表理事
福 田 佳 央	日本労働組合総連合会石川県連合会会長
松 中 権	一般社団法人金沢レインボープライド共同代表
元 山 琴 菜	北陸先端科学技術大学院大学講師
横 越 亜 紀	株式会社北國フィナンシャルホールディングス常務執行役員 人材開発部長(欠席)

(議事次第)

1. 開 会
 2. 知事挨拶
 - 3 説明事項
 - (1) 石川県性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例(仮称)の案について
 - (2) 石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)の案について
 - 4 意見交換
 - 5 閉 会
- 資料1：石川県性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例(仮称)の案
- 資料2：石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)の案
- 参 考：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
-

1. 開 会

2. 知事挨拶

【馳知事】

お疲れさまでございます。暑い中本当にありがとうございます。第3回となりました。今日は条例の素案と、パートナーシップ制度の素案と、お示しをさせていただきます。

これまで第1回、第2回で、皆さんからいただいたご意見や、また国の出来上がった法律なども見ながらですね、現行の石川県において条例を作るとしたら、宣誓制度を作るとしたら、こういう方向性が良いのではないか、という感じであります。

同時に、県庁の、私ども執行部として議会に提案をいたしますので、議会の議員の皆さんのやっぱり理解も得られるように、勉強会をお願いをしております、近いうちに専門家をお招きをして、勉強会をしていただく予定にしております。

県民からの声、また有識者の皆さんのご意見、あるいは議会のお考えなども踏まえながらですね、一つ一つ階段を上っていききたいな。私自身は9月議会に間に合えば良いなと思っておりますが、それはマスト、絶対というわけではありませんので、丁寧に丁寧に積み上げていききたいと、こういうふうに思っております。

今日もどうぞよろしく願いいたします。

3. 説明事項

【司会（女性活躍・県民協働課課長補佐）】

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。まず、事務局から説明事項（1）石川県性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例（仮称）の案について及び、（2）石川県パートナーシップ宣誓制度（仮称）の案についての資料につきまして、一括して説明をお願いします。

（事務局から資料に基づいて説明）

4. 意見交換

【植田委員】

私の方は学校現場のお話をさせていただきたいと思います。夏休み前に数校、性教育講座に行きました。以前にもお話しましたが私は、男女二分化した話が多くなる性教育だからこそ、講座の中で必ず SOGI について丁寧に話をしております。

国での理解増進法成立以来、様々な学校の声をご紹介します。

「性の多様性について、しっかり講演で入れてください」とか「実際にカミングアウトを生徒たち同志で受けたときの対応について話してください」また既に当事者から相談を受けている学校で、「様々な LGBTQ 当事者の出張授業をお願いしたい」「生徒だけでなくあらかじめ、教職員研修をお願いしたい」という学校もありました」

しかし、既にネガティブな影響も少し見られています。ある学校では「LGBTについてあまり詳しく説明しなくていいです。」と直前に言われました。担当の先生と話し合い、結果いつも通りに講演をさせていただきました。後日「LGBTの話良かったです」と他の先生にも言っていただき安心いたしました。しかし国会以降、「家庭や地域住民の理解協力を得なければできない」という印象が強く残っている気がします。「縛っているわけではない」と国会でももちろん答弁されていましたが、何かしら歯どめになってるのかなという懸念があります。

実際に性教育の歯止め規定の中でも、「これは基本的なものなので、必要に応じて、踏み込んでも良い」との記載はあります。しかしそこにも「保護者の理解を得る」という一文があり、通常の授業の中で取り扱うことがとても難しく、危機感のある学校側から、私達のように外部講師に対して、必要なお話をしてくださいと依頼されます。

石川県での理解増進法においては、横にただし書きではなく、「地域、保護者の協力を得なければ教育できないというわけではない」と本文の中に括弧書きでもいいので、入れていただかないと、教育現場での実践は難しいかなと思っています。

例えば、「うちの子はLGBTの話しはしないでください、影響を受けては困ります」というような、本来は誤った知識の保護者の方もいらっしゃるかもしれません。でも子供たちは正しく学ぶ権利があります。

ただし、性教育の現場と同様、話の内容が苦手な子もいます。聞く聞かないっていうことを保護者ではなく、子供が選べるのが大切だと思います。

最後に条文の中に、全ての人が住みやすいようになっていうところに、「児童生徒が安心して学校生活を送れるように」の一文があると嬉しいなと思いました。ありがとうございます。

【川口委員】

私は高校の教員をしておりますが、おそらく、高校生それから小中学生が感じることは様々だと思いますので、幅広い教育という形で支援をしていただけると本当にありがたいと思っています。

いただいた『条例案』の方で、「学校の設置者は」の教育に関する部分ですけれども、今ほど植田委員さんからお話がありましたように、保護者はやはり非常に様々でありますので、「前向きにやってほしい」というふうに言われる方もいる一方で、「こういうことはあまり大きく取り上げないでほしい」という保護者も確実にいると思います。ただ、教育現場の私達としては、これからの世界を生きる子どもたちにとって非常に大事な考え方ですので、学校としては推し進めていきたいと考えておりますから、そのあたりのギャップを理解しながら進めていけたらいいかなと思っています。

『条例案』で一つ、本当に残念だなと思いましたが、「不当な差別はあってはならない」という箇所です。「法律の表記に合わせる」というコメントを書いていますけれども、冒頭の前文では、「全ての県民が互いの人権を尊重し合い、差別のない社会を目指す」とされていらっしゃる。その差別のないということについては、特に但書は

ない状態なんですよ。理念の方にいくと、「法律の表現に合わせる」ということで、「不当」という文言が取れないのは非常に残念と思います。

高校現場では、もう皆様ご存知のように、今、校則が非常に話題になっています。校則について生徒・保護者の意見も入れながら考えていくということになりますけれども、昔からあるブラック校則は基本的に、学校の方も残したいとは全く思っていないので、なぜその校則があるのか、何のために必要なのかということを引きちゃんと生徒・保護者に理解してもらわなければ、校則として維持、残す必要はないと考えています。

それと同じように、この「不当な差別はあってはならない」という文言がもし残るということでありましたら、差別に不当であるとか、正当であるとかということは基本的にはないという思いでいらっしゃる方も少なくないところで、その「不当な差別はあってはならない」というこの文言についての説明といいますか注釈を作っていただき、リーフレット等に何かしら頂けると、学校現場としては非常にありがたい。教員たちがまずきちんと説明できない箇所があるというのは、やはり子どもたちにとっても保護者にとっても、こちらからいろいろお話させていただくためには、教員にとっても非常にネックになると思います。ですので、長い道のりの第一歩である条例だとは思いますが、そういう箇所が残らざるを得ないとすれば、何かしらのコメントや注釈を入れていただくと、本当にありがたいと思っています。

それからこの『パートナーシップ』についても、子どもたちが将来に向けて明るい展望を抱くことができるものということでお作りいただいていると思いますが、やはり少しでも、より実効性のあるものを目指していただきたいと願っています。

(3)の県営住宅や県立病院のところがありまして、制度導入後も随時検討・追加とお書きいただいております。病院関係につきましては、面会・症状説明がかなり重篤な内容であろうと推測できますが、そういう時には、やはり本当に信頼できる人たちと話ができるという環境を整えていくことが必要だろうと思います。今ここに書いてある県立病院だけではなくて、県内にあるいろいろな医療機関が対応していただくと、誰もがどの医療機関でも安心して受診できるのかな、生活できるのかなというふうに思いました。ですので、この随時検討追加というところに非常に期待を申し上げたいと思っています。

本当に、法律と条例というところで難しいことはわからないで申し上げておりますけれども、若年層には周囲の理解をなかなか得られないという状況がありますので、そういう目線で教育現場の実態を踏まえていただいて、支援していただくと本当にありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【黒川委員】

私はLGBTQがテーマの「幸せの形」というのがテーマの映画を制作しました。その上で今回の会議3回目の参加になるんですけども、改めて当事者の人から聞いた意見とか、考え方っていうのを再度見直したときに、やはりこのパートナーシップっていうところはすごく大きな問題だなというふうに思っていて、実際に長く付き合われている方とかにパー

トナーシップを結びますかっていうのを聞いたときに、すごく分かれるなというふうに感じていて。結ばないという方もやはりいらっしゃいました。それはなぜかというところ、やっぱり婚姻と同様ではないというところが、法律的に今は同性同士の結婚は認められないので難しいところは重々承知の上なんですけど、やっぱりそこが同じではないというところが大きいっていうのを、当事者の方から聞くことが多かったです。

なので、今はそのパートナーシップがどういうものかとか、私個人の考えとしては、パートナーシップの延長線上、その先に同性同士の結婚というのがあるというふうに考えていまして、今はまだその通過点というふうに思っています。

なので、この石川県のパートナーシップのこの宣誓制度っていうのに関しても、夫婦同様の取り扱いを認めるというところを書いてあったりですか、あとは先ほどの川口委員もおっしゃいましたけれども、やっぱりこの病院の問題っていうのはすごくたくさん聞く話だなというふうに思っております、パートナーが危篤になったときに、やはり相手の方に病状について説明ができないとかICUに入れないうちにお話はよく聞きましたので、県立病院だけではなくて、どの病院でもパートナーとして対応していただけるような、今後検討というふうに書いてありますけども、私もそこがすごく気にしている部分ではあるので、期待したいなというふうに思っています。

国としても、やっぱり今のパートナーシップを結べるようになった自治体が増えてきたとはいえ、やっぱり法律的な部分とは全く別の話だなというふうに思っていますので、石川県のこのパートナーシップ宣誓制度だったりとか、前文を書かれるということが書いてあって、誰もが自分の生き方を自分で選択でき、生き生きと過ごせる社会を目指すっていう自分が書いてあるんですけども、この選択っていうところが私はすごく重みがあるなというふうに感じております。結婚に関してもそうなんですけど、やっぱり自分は結婚するしないを選べる選択できる立場にあるからこそ、こういったことが言えるのではないかなというふうに思っているんで、誰もが自分で選択できるという環境を社会が早くもっと整えてほしいなという思いはありますので。

なので今回の前文が期待や目標でもなくて、早くそれが何か当たり前というか、実行できるような社会になってほしいなと思いますので、その一歩として石川県が一つ前に進んでいるような、そんな環境作りになったらいいなというふうに思っております。ありがとうございます。

【小清水委員】

はい、どうも説明ありがとうございます。

事業者の立場として、この事業主等の努力というところで十分ここに反映されてるんじゃないかなという印象を持っていますが、この目的のところ、1行目から2行目なんですけども、ジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解が必ずしも十分でない現状を鑑みというところが、ここで現状という言葉は、現状を点で捉えていて、この条例を作るときは、もう少し現状でなく、基本方針にあるように、増進のためとか、その辺は現状を鑑みでいいのかなというふうに気になりました。

確かに現状は十分理解が進んでいないんでしょうけども、現状を鑑みと書いて、現状だけを変えるための条例であればそれでいいんだろと思うんですけども、そこをもう少し広い範囲でもいいんじゃないかなと個人的に思いました

3行目のこれちょっと文章の話になりますが、「多様性に関する県民の理解の増進に関する施策推進に関し」、と関が3つ続くところの表現もこれもう少しすっきりできるといいんじゃないかなというふうに思いました。

あともう一つはパートナーシップ宣誓制度ですけれども、これは石川県としてこういう宣誓制度だということですのでごく大事なことだと思うんですが、現在金沢市白山市野々市市というのは、もう既に宣誓制度出されている中で、県が出される例えば一番下の赤字で書いてある「受領証には希望に応じて通称名や子供の名前を記載可能とする」という部分は、もう既に申請されてる市なんかはこれに県に右倣えということで、これに含まれているという理解でいいのか。現在の3市以外のところは県が出されたものに対して、実際は右倣えになると思うんですけども、この辺を県で出すことによって現在3市が出してるものはそこに何か範囲が入ってない、そういうことは起きないでしょうか。以上です。

【女性活躍・県民協働課長】

(受領証の記載事項について) 先行3市の方と今後相談して、なるべく合わせたいと思っておりますので、両方で合わせていきたいなと思っておりますけれども、まだそこまで詳しく話をしていない状況です。

【杉田委員】

ご説明ありがとうございました。前回申し上げた意見をもとに修正していただいて、大変ありがたく思っております。その上でどうしてもまだ気になるところでございまして、そのことに関して、条例に関してですね、意見を言わせていただきます。

前回私が申したことにしましては、先ほどご説明いただいた中で、やはり法律の表現に合わせるというふうに言っていたところに関してですね、2ヶ所にわたって「事業主等の努力」と「知識の着実な普及」のところで、「家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつ」という表現が入っていて、そのことに関しましてですけれども、先ほどから委員の意見を伺って、その通りだなと思っているんですけども、懸念のある表現、心配のある表現をわざわざ使う必要はないのではないかと思いますか、これだけ大事な、これからの石川県の土台になる条例ですので、なるべくそのリスクのあるところは減らしていくのが良いのではないかなというふうに思っています。そしてその表現がなくなったところで意味は変わらないというところもございまして、削除があってもいいのではないかなというふうに思ったところです。

同じことですけれども、「知識の着実な普及等」のところで、「心身の発達に応じた教育および学習」というところも前回申し上げましたけれども、まさに先ほど植田さんが歯どめ規定について言ってくださいましたが、性教育が子供の権利として必要である中で、性教育をしにくくしているのが、歯止め規定というふうに言われるものでして、この「心身

の発達に応じた」という表現も、そういったような文脈で使われてきたことが、2000年代以降ございます。

ですので、当然心身の発達に応じて行われるべきでして、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスでもそのようなことを言っているのですが、その場合も5歳からというふうになっておりますので、そういった意味では。でも日本ではどちらかというところ、性教育は早くからしない方がいいのではないかとというような文脈でこういった表現が使われる傾向がございますので、そのような懸念がある表現は、なくてもいいのではないかとというふうに、再度申し上げたいと存じます。

以上なのですが、その他の私が前回申してなかったかと思うところに関しましても、例えば「不当な差別」ということに関して、川口さんが先ほどおっしゃったように、ネックになってるとおっしゃっていましたが、これもやはりネックになるのであれば、なくていいのではないかと。石川県としての見識を示す機会としていいのではないかとというふうに思っております。

また「性自認」という表現に関しましても、パンフレットに明記するというのは必ずしていただきたいことなんですが、レインボー金沢の共同代表の立場から申しますと、これまで弊団体より意見を言わせていただいてきました石川県の人権啓発冊子「人・人・人への思いやり」の、多様な性について書いてある箇所でもですね、「性自認」という言葉を使ってきておりますので、県としてのこれまでの蓄積も大事にしながら県としての見識を示していくというような、そのようなことが、大切な条例作りにとっては必要なのではないかなというふうに思います。

【関口委員】

よろしくお願ひいたします。

私もちょっと前回の会議で発言させていただいたことと重複するかもしれないんですけども、私の仕事としては弁護士、人権擁護委員ということで現実にですね、差別、偏見についての相談を受けております。それから困難事例についても、直面しております。

そういう立場からということになりますと、この差別のない社会というですね、前文の中に入れていただいているんですけど、私としてはやはりの目的の中に、多様性を尊重する社会であって、かつ、差別のない社会を目指すんだということをぜひ盛り込んでいただきたいなというふうに考えています。

やはり理解をするということの先にあるのはその差別をなくす、現在ある差別をなくす、それからこれから生じるその差別というものを防ぐ。そういうやっぱり強い姿勢というのが見えるといいなというふうに考えております。

目的の中の「その多様性を尊重する」という言葉に変えていただいたのはすごく良かったなというふうに考えております。

それからこの条例の中でですね、もう一つちょっと前回発言してないんですけども、お願いしたい部分としてはですね、地方自治体だからこそできる事として、その地域において、現状を把握するための調査を行ってほしいというふうに思っています。調査によっ

て現状を把握して、そしてその先に進めるために意識調査、あるいはその差別や困難事例についてのその実態調査を行った上でですね、次のステップに進めていくというのをこの条例の中に盛り込んでいただければというふうに思っています。

先に経産省のトランスジェンダーの方もですね、トイレ使用に関する最高裁の判例を受けまして、あれをちょっとその一般的な読み方としてお話するのはちょっと避けたいと思ってるんですけども、一つ言えることはですね、一回その何かを解決したと思った後にそこで思考停止してはいけなくて、やはりですねその先に向かって、できるだけトランスジェンダーの方あるいはその性的な指向ですとかですね、そういった多様性を持つてる社会がですね、みんなが生きやすいように方向性を変えていくということも必要なのではないかと思しますので、ぜひその調査を行った上で、次に進んでいただきたいというふうに考えています。

それからもう一つパートナーシップ宣誓制度を、これをあの条例の中に入れてあるんですけど、条例の中に入れることによってですね、逆に使いづらくなるということも危惧をしております。というのが、制度を使えるのは性的マイノリティ当事者のみだけではなく誰でも使えるものというふう制度設計にするとお聞きしていたんですけども、この条例の中で入れ込んでしまうことによって、当事者以外利用できないんじゃないかという誤解を招かないような文言ですとか、あるいは制度設計が必要かと思しますので、そのあたりよろしく願いいたします。

【永井委員】

はい、ありがとうございます。ほくりく未来基金の永井でございます。市民が市民を応援するという地域課題解決を推進する地域財団を運営しております。

私の方からはいくつかちょっと聞いてるうちに増えちゃったんですけども、その最初の方ですね、いくつか文言がちょっと不当な差別はあってはならないというところ、そして事業主等の努力というところで、学校に関して、家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつ、というところにやはり注釈を書かなくてはいけないというところを、こういう意味じゃないんだよ、こういう意味ですよっていうふうに注釈を書かなくては通じない条文ということであれば、この最初から注釈を条文の中に入れ込む、あるいは杉田委員もおっしゃってましたけれども、争点となっているところは入れない方が私はいいと強く申し上げたいと思います。

私から条例に関していくつかコメントがございます。

事業主などの努力というところと、あとから出てきます知識の着実な普及等というところの内容で、ちょっと私なりに質問と整理をさせていただきたいと思っておりますがまず事業主っていうのは、ビジネスの民間事業者の方というところで、学校の設置者はというところは、学校教育の場を踏まえていらっしゃるかと思います。私前回の委員会の場で、地域の方が理解を増進するためにはやはり生涯学習、社会教育っていうのが非常に大切なんじゃないですかというふうに申し上げました。

それを例えば事業主などの努力の中に事業主、学校設置者、この三つ目として地域ある

いは県民は、というふうに入れていただくわけにはいかないかなと思って拝見しております、その後つらつらと読んでいくと、「知識の着実な普及等」というところに、ひよっとしたら県はというところでその視点を入れていただいているのかなとされているんですが、やはりこういう理念条例っていうのは非常に差別をなくすであったり、1人1人の心に寄り添う心の変化っていうのをすごく後押しすべきものだとすると、やはり地域だとか、県民はというような、主語があるといいのかなというふうに感じました。

あとちょっと私の勉強不足でよくわからないんですが、学校の設置者はといった時に、ちょっと誰なんだろうと思ってしまいます。公立高校は県が設置者で、私立高校もある。中学小学校は市町だとすると、その設置者という主体が一体誰なのか、あるいは教育委員会なのか。教育委員会はちょっと独立しているが、そういったところの誰が努力をすべきで、誰が責任を持つかっていうところは少しわかりにくいなというふうに感じました。

ちょっと最近見聞きしたお話では、学校現場のところで、今、まさに今この話というのは、ちょっと政治的な議論もあって、分断するような世の中の流れになっていて、学校現場の先生たちが例えば生徒さんがこの話で、総合学習に取り組みたいって言ったときに、ちょっとストップをかける。学校の中で、このことを扱うのはちょっとやめとこうっていうような、先生たちが腰が引けるみたいなそんなお話を聞きます。

そこですごく申し上げたいのは、この話は政治的なものではなくて、人権のお話で、本当に一人ひとりが人権を保障されるっていうお話なので、そこは学校がそういう判断をできないとかすべきではないということを、この条例ですごく後押しをしていただきたいなと思っています。

最後にこれもちょっと質問なんですけど、基本計画のところの3番目に基本計画の作成にあたっては、国の基本計画の内容を踏まえ、というふうに既にここに書いてしまっていますが、国の基本計画って骨子とかまだ出てないですね。まだちょっとわからないものに、踏まえるっていうのは国がそんなすごい変なものを出してくるとは思いませんが、見ないものを踏まえるというのもなかなかリスクじゃないかなというふうに思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

【福田委員】

連合石川の福田でございます。実は連合としても多様性、マイノリティの皆さん包摂される社会を作ろうということで、ジェンダー平等とかっていうふうに掲げておりますけども、実はこの有識者会議の中身を私どもの会議で報告するんですが、一言で言うとぽかーっとした感じで、難しい課題だなというふうに思っていますので、これからどうまた我々の組織以外のところも、埋めてやっていかなければいけないなというふうには思っています。

私どもの役割としては二つぐらいあると思ってまして。

一つはですね、今先生方がおっしゃいましたように、教育現場に向けて、保護者の理解がということにおっしゃいましたので、いわゆる保護者というのは、社会人、職域において多くいらっしゃるわけですので、そういう意味では職域を通じた理解促進というのをや

っぱりやっぴいかなければならないだろうというふうに思っています。

それともう一つは、パートナーシップ宣誓制度の関係で申し上げますと、今後ですね、随時検討・追加ということになっておりますけれども、この制度を利用して、例えばその民間企業においても、制度の改善が望ましいぐらいのことは書いていただいてもいいのかなというふうに思ってますということになると、いわゆる会社で言うと、社宅の問題や扶養認定などがこれ出てくると思いますのでそういった意味でも私ども労働組合の立場は活動としてそういう取り組みをやっぱり進めていかなければならないと思ってますけれども、経営者側企業側の方にもですね、そういうことを全て後押しをしていくとこういうことが必要なんじゃないかなというふうに思っておりますので、今ほど永井さんの方から基本計画の内容を踏まえるというふうにありましたけれども、私は県の基本計画にもその種のことを含めてですね、大いに期待を申し上げたいというふうに思っています。

いずれにしても、私どもとしてはですね、この条例を踏まえてというか、こういう議論を踏まえて、連合石川の中での理解促進に向けた取り組みをしていかなければならないということについて申し上げて発言をさせていただきます。ありがとうございました。

【松中委員】

はい、ありがとうございます。2回分の議論を丁寧にブラッシュアップされていて、本当にありがとうございます。松中からは他の委員の方々からあったものに重ならない部分でと思っています。条例に関しては3点、パートナーシップ制度に関しては2点、お話できればと思います。

一つ目が条例のタイトルです。理解増進に関する条例ということなんですが、あくまでも理解の増進というのは、手段なのかなと。それを通して全部の中の目的の中にある差別のない社会とか、もしくはインクルーシブな社会を実現するってことの方が、一番大事なことなのかなというふうに感じていますので、例えば県民の理解の増進によりインクルーシブな社会を目指す条例とか、言葉が長くなってしまうけど、入った方がいいのかなというふうに感じました。ゆくゆくこの条例が石川県のインクルーシブ条例と呼ばれるぐらい、目指すものの方を重点を置くということが大切かなと感じました。

二つ目が役割の部分なんですが、このインクルーシブな社会というのは、もちろん、県、市町、事業主等の方々があるところかと思うんですが、個人的にはここに抜けてるのは県民なのかなと思っております。

県民の方々がお一人お一人、インクルーシブな社会を作っていきたいというふうに思いを持つことと、もしくはそのアクションを起こしていただくこともすごく大切ですし、県民不在で、この条例が動くこともあってはならないと思うので、県民の役割ということの一つ足すのはどうかというふうに思っています。もちろん難しいことではなく、県民お一人お一人がこの社会実現を担う担い手であるってことを意識をしていただくために、条文の中に入れていただきたいなと思いました。

三点目は、先ほど永井さんからお話あったことと繋がるんですけど、先月七月、まさに本当に自分としては衝撃的なことがありまして、県立の高校生が総合的な探究の時間で

LGBTQのことを学びたいと言って金沢レインボープライドに依頼があって、当事者の方々、ぜひLGBTQ+の当事者の方々もそうですし、アライの方々に対してもお話を伺いたいので、というふうに。もちろんですと言って学校にお邪魔しますっていう計画を、生徒さんたちが立てられていたんですけど、最終的にはこのLGBTQ+のことは、政治的中立を守るべき学校内においては、当事者の方を呼ぶことはできませんと言って断られてしまうというのが、生徒さんから実はこちらに相談がありまして、すごく悲しい思いでした。生徒の方々がご自身から学びたいとおっしゃって、ご自身で計画して、まさに探求の時間ってのは学びを深めるということもあるにもかかわらず、それを学校側が止めてしまったというのは。

後は永井さんおっしゃった通り、政治的中立、政治的な話題ではなく、もう本当に人権の話ですので、その部分をどうやったらこの条例の中に入れられるかなと考えたところ、今のこの教育関係の事業主の努力を、学校の設置者の中に、実はあの教育関係者、いわゆる教職に就く方々の理解を進めるってことが入っていないのではないかなと。生徒さんに対する理解増進は書いてあるんですけど、やっぱり生徒さんだけではなく、教育につく方々が、このことをきちんと理解するってことが大切なかなと思ひまして、そこが入った方がいいかなというふうに感じました。

パートナーシップ制度に関しては2点ございます。一つは先ほど民間の方もおっしゃってましたが、このパートナーシップ制度ができたとしても当事者の生活というのが県が関わるところ以外の部分も自分の生活の一部なので、いろんな事業者の方々の協力がなくてはならない。それがあってこそ、毎日の生活が安心安全になっていくと思いますので、制度の概要の中に、民間事業者の方の協力を仰ぐということが、きちんと明記されることが大切なかなというふうに感じました。

あとは、目的の部分で先ほど黒川さんもおっしゃいましたが、なぜこの制度が必要かというふうに、今日本で婚姻制度が戸籍上、法律上同性同士のカップルに適応できていないから、だからこのパートナーシップ制度を県で実現するということだとしたら、そのような目的を、目的のテキストの中に入れてもいいかなと。婚姻制度が社会がないからこそ、石川県はこれを実現するという一文が入ってきてもいい。

そうするとこのパートナーシップ制度の意義っていうことが、県民にもすごく伝わりやすいんじゃないかなというふうに感じました。以上となります。

【元山委員】

ありがとうございます。私は二回目から参加させていただいてまして、そういった皆さんのコメントを反映した形で作っていただいている、特に前文を含んでいただいた件に関しても、いいなというふうに考えております。

私の方からは、私は今、北陸先端大で講師をしておりますが、研究者としては差別の研究であったり、LGBTQの人権の研究に携わっています。その立場から何点かお話させていただくと、まず先ほど他の委員の方々からも、文言に関して、もしくは法律の表現に合わせるといったことが、逆にリスクになるのではないかとといったご指摘があったと思ひま

す。皆様言っていたことにある程度私も賛同していて、特にこのジェンダーアイデンティティに関しては、性自認、性同一性と言い換えられるっていうふうにパンフレット等でというふう書いてありますけれども、私がこれまでおそらく、医療現場は私は知らないんですけども、教育現場や学术界では割と性自認という言葉がものすごく多用されてきたとされていて、それから性同一性という言葉を見るときにちょっとわかりづらいんですよ。

先ほど杉田委員からもありました通り、性自認という言葉が石川県が使っておられるということだったので、性自認でいいかなというふうに思っております。もう一つ、事業者の努力に関して、この法律の上に合わせるっていったところやはりこの家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつという方の中に、保護者等の教育がなければ教育を行えないという趣旨ではないということであれば、私も植田委員とかがおっしゃっていたようにこの説明の中に入れ込むということが適切だと考えます。

実際、教育現場だとか私もLGBT講演を、特に教育現場でさせていただくことが多いですけども、ある生徒を対象に行ったときにコメントをいただくんですが、その中に自分は親から「ゲイは気持ち悪い」というふうに聞いていたけど、今日の話聞いて、そういうふうなのは違うんだというふうに気づいたみたいなコメントがあって、それすごく私衝撃を受けたんですね。だからもしかしたら家庭内でもものすごくそういったヘイト的な発言が、蔓延している家庭ももちろんそれはご家庭のことだからってということもあるかもしれませんが、だからこそなおさら教育現場においては、できるだけそういった保護者云々ではなくその子供の人権、学ぶ権利、もしくはその子供の中にいる当事者の権利といったものを保障するという意味において、こういった文言を含めるのが適切ではないかというふうに考えています。

あともう一件すいません、パートナーシップの宣誓制度に関してですけども、この一番最後の受領書による効果等で、先ほど県と既に導入している市町とはどういうふうやっていくのか、という質問があったんですけど、逆にまだ市町で入れていないところと、県とはどういうふうに協力していくのか、というところもあってほしいなというふうに思います。

というのも、県としてのサービスでも石川県内に市町があるので県民でもあり、どこかの市民でもあるみたいな感じの、その両方の属性を持っている人が殆どだと思うので、そういった意味では、県とそもそもそういった制度を導入していない市に対しては、どのような形で啓発をしていくのか、もしくは制度導入をより促進していくのかといったことも書かれていると、これを見たときにその自分の市が金沢、野々市、白山以外の市の人が、「これうちの市どうなるの」みたいな感じに思われないように、県がやるんだったら私達その他の市の住民もこれの対象ってことだよ、みたいなことがわかる。もしくは、そうじゃないんだしたらそれもはっきり言わないと、ちょっとどう宙ぶらりんになるかなというのが懸念事項でした。

最後に、前文に関してこれ入れるというのは、先ほど言った多様性を尊重する社会を目指す県の姿勢として明記するという点に関して、私自身も高く評価したいというふうに思

っています。なんですけれども、この一番上の「全ての県民が互いの人権を尊重し合い差別のない社会を目指す」って書いてあるところ、差別のない社会を目指すって書いてあるところも大変高く評価しているところですけども、「県民の互いの人権を尊重し合い」というところに関して、人権というものは、そもそも誰かから与えられたり、奪われたりするようなものではなく、生まれた人間が全て生まれたときから既に持っているものだという認識だと理解しています。なので、ここで人権を尊重し合うというと、自分はもうゲイの人は受け入れられないんだよねみたいな、そういったいわゆる尊重のレベルではやっぱりなくて、人権というのは、全ての人に保障されているというものと理解しているので、この一番最初の、全ての県民がって書いてあるところは、全ての人に本来与えられて、セクシュアリティに関わらず、全ての県民の人権が保障され、差別のない社会を目指すというような形で、この人権を県なり市などがちゃんと保障するんだよという姿勢を示すということが示されていると、この差別のない社会ということに繋がっていくかなと思います。

ちょっと説明が多分不足していると思うんですが、思いやりで差別は解決しないというふうに言われておまして、誰かがかわいそうだねとか、誰かがこの人たちの人権が守られてないのがかわいそうだからやってあげようよとかっていうことでは決してないと思うんですね。人権の問題というのは。私の教えていた講義の中で多様性の講義をして一番最後のところで、ある学生が「マイノリティの人たちを尊重することは、マジョリティを脅かさないと知った」みたいなコメントがあって、大変ショックを受けたんですけども、それは人権の視点から考えれば、そもそもマジョリティ側がマイノリティを受け入れるとか、認識するとか、認め理解するとかっていうそういう話ではなくですね。人権というのは、そのマジョリティが嫌だとか、感情的に不快であるとか、そういったこととはもう別問題で、一人一人認められている権利なんだということをしかりと想定することで、この自治体なんかでもそういった働きがあると思います。

なぜかと言いますと、子供たちの中でも、このメディアによるやっぱり SNS でのヘイト言説にもう既に触れているというふうに理解しています。そういった中で、私が出会う学生さんたちの中でも、SNS でのいわゆるデマ情報なんかを鵜呑みにしてですね、だからトランスの人はこうなんでしょ、だからゲイの人はこうなんでしょ、LGBT の人は権利保障を主張しすぎだとかっていうようなことを言ったりとかするんだけど、だけれども、それ自体はやっぱり人権意識の欠如が招いていることだと理解しています。

です。このことは人権の問題である。差別自体はその人権を脅かす行為なんだという立場に立てば、理解を促進した後は、ここに書いてある通り、差別のない社会を目指していくということに繋がっていくので、その人権の問題なんだよということを県の制度、条例としてはっきりと言っていたら、例えば LGBT のことを教えたりですね、学校現場で伝える身としては、これってこういうふうに言われてるんだよね、ちゃんといろんな証明をしないと信じてもらえないことが多いので、県としてもそういったことをはっきり定義するというふうにするのが、いいかなと思っています。すみません長くなりましたが以上となります。

【松中委員】

この条例とか先の計画などについての例えばご提案とかってのは、今お話した方が良いのか、何かまた後でタイミングとかございますでしょうか。

【馳知事】

なんでも仰ってください。なかなかみんなでこうやって集まってですね、意見を頂く機会っていうのはお互い忙しいございまして。言いたいことがあれば何でもおっしゃってください。

【松中委員】

言いたい事を申し上げたいと思います。県議会の方々、議員の方々が勉強会されるのは素晴らしいことですから、もちろん勉強会していただきたいなと思うんですけど、せっかくいろんな分野の委員の方々がいらっしゃるのでその場に陪席させていただけないかなと。どんな勉強会がされて、どんな議論がされてるかということ、県民の代表の方々にいらっしゃるので、その方々と一緒にその場を共有できればなと思ってるんですが、一つ目のご提案でございます。

あともう一つは、基本的な計画に関わることなんですけど、この条例ができこの制度ができた後、どんなことを進めていくのかなというときに、何かしらそういう意見を募る場、県民が県民の役割として、県民がこの石川県っていうのをインクルーシブな社会にしてくってという担い手だという時に、何かそういうものを意見を出せるような仕組みがあったらいいなというふうに思いました。

松中自身はLGBTQ+の活動をいろいろ、これまでもやっていますが、例えばですけど、あの10月の7、8、9に金沢プライドウィーク、プライドパレードというものがありますので、何かしらそこで県の方々とご一緒する機会がないかなとか、あとはゲイ・バイセクシャル男性に特に多いですが、HIVもしくはAIDsの話なんかすごく大切なトピックですので、世界では、それをなくす。ゼロにしていって、ファストトラックシティって言うのに手を挙げる。そういう町が出始めているので、例えば、石川県としても、この条例を作って、さらにそのインクルーシブな社会を目指していって、一つの目標値として、例えばそういうファストトラックシティに手を上げるとか、あの世界ではLGBTQ+に関する人権のカンファレンスが開催されていたりとして、他にもまだ日本がそのホスト国としてカンファレンスを主催したこともないので、ILGAとかILGAアジアとかってのがありますが、そういう会議を石川県って例えば開催するとか。

もちろん条例は大切なんですけどそれを、こういうことを目指していきたいんだってことがわかるような何か目標となるイベントとか仕組みとかをセットで県民の方々に知っていただくのもすごく大切というふうに思いました。以上です。

【馳知事】

別に私が答えたから、県が全て答えたというふうなことではなくて。

まず手続き的にですね、県で勉強会をされるということは聞いておりますし、私は良いことだと思います。そこに陪席をしていただくということは、私どもが県議会に対して、お願いしますという形でですね、お願いをしたいと思いますので、また、県議会ではその場をですね、非常にセンシティブなこともあって、今日みたいにマスコミに公開するかしないかということも議論される可能性もありますので、わかりました、ぜひ出てくださいということは言いません。ただし、こういうふうに要望があったことについては、県が指名をしたですね。協議会のメンバーでもありますので、お願いできませんか。こういう形でお願いしたいと思います。

また今後条例、パートナーシップ制度できるまでも大変でしたけども、まだできてませんけども、できた後のことの方が実は本当の意味なわけであります。その事を目的でですね、私も選挙の公約にもいたしましたし、その辺についてどういうふうなアプローチしていくのかということについては、ちょっと今松中さんのご意見を承ったということにしておきます。秋のプライドパレードについてはですね、私が出ますので、以上です。

【司会】

他に委員の皆様からご意見ございませんでしょうか。

【元山委員】

すいません、先ほど言おうとと思っていたこと二点忘れていたので、付け加えさせていただきます。

先ほど実態調査のことが出たかなと思ったんですけども、市とか町でっていうことじゃなくて、県としてまとめるっていうのも一つかなというふうに思いましたというのが一点とですね。

もう一つは、何かその実態調査をすることによって、ガイドラインのようなものを例えば県が作成して、それに沿った形で自治体ができるということ、おそらくその市とか町はすぐくやりやすいかなと。といいますのも私がある市の中で、LGBTのことは今男女共同参画とかの中でやられてることが多いんですけど多いと思うんですけども。その中で、このLGBTという言葉を理解するっていうことがいわゆるそれを促進したことの評価の一つになってるんですね。LGBTとは何ですかって言ったことに対して、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの略ですっていうような、いわゆるテストのような正解というのは、おそらくかなり広がっているんですけども、それを先ほど言ったように、人権の問題と考えたり、もしくはよくお話すると、LGBTの人と自分は普通の性だからというような反応される方が結構多いんですが、普通の性とか普通じゃないとかではなくて、LGBTというのはいわゆるSOGIいろいろな態様、シスジェンダーとヘテロセクシャルを含めた多様な性の中の一つとして位置付けるっていうことは重要じゃないですかっていう話をするので、そういったこともありますので、市とかだけでやるっていうのは、県としてこういった条例をやるのであれば、このガイドラインのようなものを作

って、こういうふうにやっていくとかこういった基準でこういったことを見直していくと
いったようなことが含まれているといいかなと思いました。

あと一点、先ほどパートナーシップ宣誓制度に関して、まだ導入されていない市町とは
どういうふうな連携をするかといった点で、これ、今後もっと話し合っていく件だと思う
んですけども。例えば、今まだ導入されていない市にいる方が、市に対して、自分はパ
ートナーシップ、県としてのパートナーシップ宣誓制度を受けて、市としてもこういうこ
とやってほしいってもし言ったときに、その市の職員の人たちがもしかしたら理解が追い
つかなくて、窓口でお断りするということも十分考えられるかなと思ったので、例えばそ
うなったときに、どこにその人が相談に行けばいいんだろうかわかんないのかなと思っ
たので、例えば県の中に、そういった市でこうやって対処してもらえなかったときに、相談
できる窓口のようなものを、県として導入するというのも、もう一つ対応策として必要が
あると思いました。すいません、ありがとうございます、以上です。

【馳知事】

喋っていいですか。何となく今日のご意見は出尽くしたのかな、というふうなところで
一言コメントをさせていただきます。

冒頭も申し上げたようにですね、この県有識者会議のご意見を参考として素案を作りつ
つですね。当然議会にお諮りをしなければいけないので、議会でも勉強会をしていただ
く。当然、その上で、パブコメもお願いをせざるを得ません。そういう作業を積み重ねな
がら、最終的に私は、9月議会にお諮りする条文を詰めていきたいと考えている。

そのことを冒頭申し上げ、さはさりながら、様々なご意見が出たときに、もうちょっと
時間をかけましょうかと。こういうふうになる場合もあるということをおし上げてお
りますので、そのことをご理解いただきたいと思います。

それから、今から私が申し上げることは参考として聞いてください。私このいわゆる
LGBTの問題を全国の小中高校に実態調査を指示した大臣であります。当時ですね、大
変文科省の中でも問題となりましたのでですね、こういう方式で当時はしました。2015
年、16年にかけてでありました。現実問題として、児童生徒から相談が上がってきた
事案をまず確認をした上で、どのような状況かということも、記録をとった上で対応を
1人1人違うのでですね。してほしい。当事者の、つまり、児童生徒の思いを受け止
めた上で対応してほしい。これ申し上げた一つの意味はですね、家族ご両親には絶対
に知られたくないという申し出もたくさんございました。また自殺念慮もたくさんござ
いました。

したがってやっぱり、打ち明けてくれた児童生徒とまず向き合った上で、学校として
どのように対応したのか、それによってどういうふうに学校におけるルール理解とか、
当事者に対する支援に繋がったのかということ、丁寧に拾い集めてくださいというこ
とで、文科省としても、従って、いわゆる一般的な実態調査のような網かけてばっ
とやるような形ではなく、個別事案に対応する形でやりましょうよということで、
やりました。

今日ご指摘いただいた実態調査ということにしてもですね、非常にセンシティブな
案件でもありますし、やっぱり対当事者は、児童生徒あるいは、もしかしたらもう結
婚してお

られる方もいらっしゃるかも知れません。

非常にそこら辺も踏まえてですね、実態調査をしないと言ってるわけではなくて、するとしたらその方式も含めてですね。十分にやっぱり県としても責任を持ってですね、要望を詰めてからやる必要があるなというふうに私は考えているということをお伝えし、たいと思います。だからこそ、元山委員おっしゃったようにですね、市町は余計大変ですよ。そういう意味では、県としてもガイドラインを確認をし合いながら、そのガイドラインについても、やはり国と連携をとりながらやっていくという丁寧さも必要ではないかな、というふうに考えていることを、まず皆さんにお伝えしたいと思います。

従ってですね、何度も言いますが、9月議会に私は出したいと思っているというのが私の知事としての意見ですが、この作業を進めるにあたってですね、やはりちょっと丁寧に理解を得ながら、なんで今そんなことするがいね、とか、こういうふうなこともならないようにですね、しかしさはされども、今なぜ必要かということも説明させていただきながら、進めたいと思っています。

今日は私から最後に申し上げるところは以上でありまして、引き続き今後、県としての作業を進めてまいりますので、皆様に、また報道の皆様に対しても、適時、報告をさせていただきたいと思います。以上です。

5. 閉会

【司会】

ありがとうございます。そろそろ閉会の時間に近づいてきましたので、委員の皆様におかれましては、議事の円滑な進行にご協力をいただきましてありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、パブリックコメントの実施など、今後の準備を進めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、第3回石川県性的指向および性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例および石川県パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者会議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございました。